

年度	通報内容	通報数	通報者				結果	
			労働者	退職者	取引先	その他	相談のみ	面談
H18	通報前の相談	18	11	5	0	2	14	4
	通報後の相談	7	3	3	1	0	4	3
	その他	10	6	2	0	2	10	0
	総件数(*1)	31	18	8	1	4	26	5
H19	通報前の相談	13	9	4	0	0	7	6
	通報後の相談	6	5	1	0	0	3	3
	その他	11	7	0	0	4	10	1
	総件数(*1)	27	18	5	0	4	20	7
H20	通報前の相談	18	13	4	0	1	16	2
	通報後の相談	4	4	0	0	0	4	0
	その他	32	12	2	0	18	32	0
	総件数	54	29	6	0	19	52	2
H21	通報前の相談	26	19	4	0	3	20	6
	通報後の相談	6	4	1	0	1	5	1
	その他	64	10	7	0	47	64	0
	総件数(*1)	95	32	12	0	51	89	6
合計		207	97	31	1	78	187	20

*1 通報前の相談と通報後の相談で重複あり。

参考資料2

相談対応で感じられた問題点

	通報内容等	通報前後	該当法律・罪名	回答・対応	結果	備考
1	一部上場会社における法定よりも少ない障害者の雇用	前	障害者雇用促進法43条1項	通報対象事実に含まれない。	面談、アドバイスのみで終了	保護法による保護の対象外
2	残業手当不正受給を通報、通報者自身も不正受給あり(係争中)として解雇される。	後	横領	係争中の裁判結果で通報者の不正受給がないことをあきらかにすべき。解雇無効を争うことができる。マスコミに出す前に行政機関への通報することをアドバイス。	面談、アドバイスのみで終了	通報者は、社会保険事務所に通報してもウヤムヤにされるとのことでマスコミへの通報を希望。
3	会社による雇用保険不正受給	前	雇用保険法10条の4	通報対象事実に含まれない。	アドバイスのみで終了	雇用保険法違反自体には罰則がない。詐欺は警察となり、社会保険庁への通報できず。
4	保険金不払を本部に通報、支社から嫌がらせて代理店業務廃止	後	保険業法	個別被害救済として法律相談等を紹介。	アドバイスのみで終了	保護法による保護の対象外
5	仕入れ価格を取引先と操作、仕入れ時期をずらす等の不正経理	後	所得税法違反	通報対象事実に含まれない。	アドバイスのみで終了	保護法による保護の対象外
6	会社の霊感商法に反対したところ、無断で役員辞任登記される	前後	詐欺、文書偽造等	解雇、不利益取扱に含まれない。	アドバイスのみで終了	保護法による保護の対象外
7	市営駐車場で公金横領、隠蔽行為	前	横領等	退職者は労働者に該当しない。	アドバイスのみで終了	いやがらせを心配、保護法による保護の対象外
8	通院先歯科医院での介護保険と医療保険の二重請求	前	国民健康保険法56条	労働者に含まれない。公益通報の趣旨で行政機関に通報するようアドバイスするにとどまる。	アドバイスのみで終了	保護法による保護の対象外
9	飛行訓練時に免許不携帯、国交省へ通報し、自宅の電話履歴等から会社に特定される。	後	航空法違反	不利益取扱は禁止されている、不利益取扱にあたるかどうかポイント。	アドバイスのみで終了	通報者特定を会社が実施、罰則必要か
10	勤務先のメーカーが販売業者間の談合に関与。止めるよう上司に申し入れ、会社にも通報、転勤命令を受ける。	後	独占禁止法違反	親会社のヘルプライン利用をアドバイス。	面談、アドバイスのみで終了	公正取引委員会への告発希望
11	航空機関開発会社における行政機関に提出する書類への計算値等の虚偽記載	前	不明	守秘義務違反による損害賠償請求は保護法では保護されない。	アドバイスのみで終了	保護法による保護の対象外
12	元勤務先の会社で独禁法違反あり、資料等のコピーあり。会社から表出せずと言われている。公取に問い合わせ中。	後	独占禁止法違反	正当な行為であり、大丈夫ではないか。	アドバイスのみで終了	保護法による保護の対象外
13	社会福祉法人での人員基準違反、不正請求等を市に通報。調査継続中。通報者捜しにより特定される。公益通報に該当しないと言われ、配置転換示唆されている。	後	社会福祉法違反	保護法上の公益通報に該当するか確認が必要。継続的な相談を勧める。	アドバイスのみで終了	通報対象事実に含まれるのか判断が困難、通報先の要件を満たすのか判断が困難。通報者特定を法人が実施、罰則も必要か
14	会社の書類紛失に関し公益通報がなされ、会社が通報者を調査。通報していないのに通報者とされて自宅待機命令を受ける。	後		公益通報者保護法の範囲外の労働問題。	アドバイスのみで終了	通報者特定を会社が実施、罰則必要か
15	電鉄会社で、自動通報装置が設置されず、運転士は自分で危険物を発見し急停止したと虚偽報告している。内部通報窓口ない。	前		鉄道事業法に違反しない。通報対象事実に含まれない。	アドバイスのみで終了	保護法による保護の対象外 匿名による行政機関への通報が保護されない。
16	税務署長が常習的脱税法人へ過少な修正申告を指導。国税庁に通報したが事実はないとの回答。	前後	法人税法違反	通報対象事実に含まれない。刑事・民事上の免責はない。	アドバイスのみで終了	保護法による保護の対象外 守秘義務違反の可能性排除できない。行政機関に法律上報告を求めることができない。
17	独立行政法人からの助成金を詐取。経費を増して申告。総務省に情報提供したが対応がない。	前	詐欺	退職者は労働者に該当せず、保護法で保護されない。警察への告訴は可能。	面談、アドバイスのみで終了	保護法による保護の対象外
18	精肉店での賞味期限改ざん、契約社員であり、通報した場合に再雇用されるか不安。	前	食品衛生法違反、JAS法違反	契約社員の再雇用については保護法で保護されない。	アドバイスのみで終了	保護法による保護の対象外
19	民事再生手続開始前に在庫商品を関連会社に移して隠蔽、申立代理人に通報しても取り上げてくれない	前	民事再生法違反	監督委員、裁判所への通報をアドバイス。	アドバイスのみで終了	監督委員等への通報が行政機関以外の外部への通報と扱われることになり、要件が重すぎないか。
20	元取締役、銀行融資において決算書偽造等していた、退職時の合意が履行されず、通報したい。	前	文書偽造、詐欺	退職者は労働者に該当しない、専ら私怨を晴らすもので公益目的が認められない可能性がある。	アドバイスのみで終了	保護法による保護の対象外
21	退職後、食品の取扱が不適切であることを取引先に通報した。損害賠償請求受けないか。	後	食品衛生法違反(?)	保護法の範囲外。不適法な通報でなければ損害賠償責任が生じることはない。	アドバイスのみで終了	保護法による保護の対象外
22	医療系の国家資格のための学校において、国家試験の出題委員が試験問題を漏洩している。内部通報、厚労省出先機関に通報したが動かない。	前	資格に関する法律違反	厚労省の担当部署を調査し通報する、改善しない場合にマスコミへの通報等を検討する。	面談予定日前に動きがあり、アドバイスのみで終了	行政機関への通報について、応答義務等が定められず、通報者が不安を感じている。
23	JASDAQ上場会社における会社ぐるみの粉飾決算。監査法人や株主等へ通報できないか。	前	金商法違反等	監査法人への通報が最も効果的であるが、外部通報の要件を満たさないと保護法では保護されない。株主についても同様。	面談、アドバイスのみで終了	粉飾決算について、監査法人への通報について内部通報の要件よりも重くする必要があるのか、株主への通報も外部通報とすることがよいのか。

